

いばらき米粉食品普及しよう会規約

(名称)

第1条 本会は、いばらき米粉食品普及しよう会と称します。

(目的)

第2条 本会は、ごはん食を中心とした日本型の食生活に加え、茨城県産米の新たな米の消費拡大につながる「米粉食品」に関する会員相互の情報交換や、活用促進・啓発等に必要な事業を行い、「米粉食品」の普及推進を図ることを目的とすると共に、合わせて食育と地産地消の取り組みも推進します。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行います。

- (1) 会員相互の情報交換を行うための事業
- (2) 米粉食品の普及・開発を推進するための事業
- (3) 米粉食品の新規開発に関する調査・研究
- (4) その他、伝統米粉食品の継承・復活等、目的達成に必要な事業
- (5) 上記の事業と合わせた食育と地産地消の推進事業

(会員)

第4条 本会は、本会の目的に賛同する個人及び法人等で組織します。

(世話人)

第5条 本会に10名程度の世話人を置き、世話人の互選により代表を選出します。

(代表の責務)

第6条 代表は、本会を代表して会務を総括し、世話人と協議の上、本会を運営します。

(運営)

第7条 本会の事務は、会員の中から代表が指名する者がこれを行い、運営費用については、各事業の実施に係る参加費(実費)を充当します。